

# 健全化判断比率と資金不足比率 すべての判断指標で財政の健全性を確保

令和元年度健全化判断比率の状況 (単位：%)

	令和元年度 算定値	早期健全化 基準	財政再生 基準
①実質赤字比率	-	12.13	20.00
②連結実質赤字比率	-	17.13	30.00
③実質公債費比率	4.4	25.0	35.0
④将来負担比率	9.0	350.0	

※①又は②がない場合及び③又は④が算定されない場合は「-」と表示

令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要です（比率算定の基礎となる資料は市ホームページをご覧ください）。今後も行財政改革を推進し将来負担等の適正化に努め、財政の健全性を維持してまいります。

問い合わせ／財政課（内線2233）

令和元年度資金不足比率の状況 (単位：%)

会計名	令和元年度 算定値	経営健全化 基準
水道事業会計	-	20.0
下水道事業会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

※資金不足額がない場合は「-」と表示

公営企業ごとに算定した資金の不足額の事業規模に対する比率です。この比率は、経営の健全性を示す指標で、その判断基準として「経営健全化基準」が設けられています。公営企業会計においても資金不足は発生しておらず、経営健全化計画の策定は不要です。

問い合わせ／水道事業会計＝水道課経理担当（内線3142）、下水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計＝下水道課経理担当（内線3232）

## 意見募集

### 鴻巣市章の変更及び都市宣言の制定について 意見を募集しています

～未来の鴻巣を担う“子どもたち”からも意見をお聞かせください～

合併から15周年の節目の年を迎え、市では将来都市像である「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」を目指し、輝く未来へ飛躍するため、まちづくりの象徴として現在予定している「市章の変更」及び「都市宣言の制定」について、市民の皆さんからの意見を募集しています。

募集期限／10月30日（金・必着）

対象／市内在住・在勤・在学の方及び市内に事務所・事業所を有する方

閲覧場所／総合政策課、本庁舎・両支所市政情報コーナー、各公民館等、市ホームページ

その他／個別の回答は行いません。結果を市ホームページでお知らせします。

個人情報については、本件以外の目的では使用しません

提出方法・問い合わせ／閲覧場所に備えの意見書に意見及び必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールで総合政策課（〒365-8601中央1-1・内線2237・FAX543-5480・メールsogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp）

